

獣医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第27号

獣医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例

獣医師修学資金貸付条例（平成3年岩手県条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(修学資金の種類等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 一般修学資金の貸付金額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で知事が定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 私立の大学に在学する者 月額<u>120,000円</u></p> <p>3～5 [略]</p> <p>(償還)</p> <p>第10条 借受者は、借受者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、第5条の規定による貸付金額及び利息の総額（次項の規定により償還する場合にあっては、同項前段の規定により償還すべき額を減じた額）を当該事由の生じた日の属する月の翌月の末日までに償還しなければならない。ただし、これによりできない場合は、同月から貸付けを受けた期間（前条の規定により修学資金の貸付けが行われなかった修学資金に係る期間を除く。以下「貸付期間」という。）に相当する期間内で規則で定める日までに、年賦の元利均等払いにより償還することができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 県等において獣医師の業務に従事した期間（以下「従事期間」という。）が貸付期間の<u>1.5倍</u>に満たなかったとき。</p>	<p>(修学資金の種類等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 一般修学資金の貸付金額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で知事が定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 私立の大学に在学する者 月額<u>180,000円</u></p> <p>3～5 [略]</p> <p>(償還)</p> <p>第10条 借受者は、借受者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、第5条の規定による貸付金額及び利息の総額（次項の規定により償還する場合にあっては、同項前段の規定により償還すべき額を減じた額）を当該事由の生じた日の属する月の翌月の末日までに償還しなければならない。ただし、これによりできない場合は、同月から貸付けを受けた期間（前条の規定により修学資金の貸付けが行われなかった修学資金に係る期間を除く。以下「貸付期間」という。）に相当する期間内で規則で定める日までに、年賦の元利均等払いにより償還することができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 県等において獣医師の業務に従事した期間（以下「従事期間」という。）が貸付期間の<u>2分の3</u>に相当する期間（<u>一般修学資金の貸付金額が月額120,000円を超える貸付期間がある場合にあっては、当該貸付期間</u></p>

2 借受者は、従事期間が貸付期間の1.5倍に相当する期間に達するものとして次条第1項第1号及び第2項の規定を適用した場合に償還すべき額が生ずるときは、当該額を当該事由の生じた日の属する月の翌月の末日までに償還しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 [略]

の3分の5に相当する期間と一般修学資金の貸付金額が月額120,000円以下である貸付期間の2分の3に相当する期間とを合算した期間。次項において同じ。)に満たなかったとき。

2 借受者は、従事期間が貸付期間の2分の3に相当する期間に達するものとして次条第1項第1号及び第2項の規定を適用した場合に償還すべき額が生ずるときは、当該額を当該事由の生じた日の属する月の翌月の末日までに償還しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の獣医師修学資金貸付条例の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの決定を受ける者について適用し、同日前に貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。